

神戸市古紙資源集団回収等業者助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市内において実施される資源集団回収活動等による古紙の回収を取り扱う業者（以下「回収業者」という。）に対し助成金（以下「業者助成金」という。）を交付することにより、逆有償（古紙市況の低迷に伴い回収業者が資源集団回収活動実施団体に対して回収手数料を請求することをいう。）を解消し、ごみの減量と資源の有効利用の促進を図ることを目的とする。

2. 業者助成金の交付等に関して、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、神戸市資源集団回収活動助成金交付要綱（平成2年5月8日環境局長決定）における用語の定義に従うほか、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 育成型 自治会、婦人会、PTA、老人クラブ、子ども会その他地域住民団体が存在しない場合並びに存在しても資源集団回収活動をしていない場合に、地域住民が自宅前に再生資源を排出し、これを回収業者が各戸ごとに回収する方式をいう。
- (2) 神戸古紙リサイクルの会 ごみの減量と資源の有効利用について、神戸古紙リサイクルの会規約に基づき、本市に協力する回収業者により構成された業者団体をいう。

(交付の対象となる回収業者と責務)

第3条 業者助成金の交付の対象となる回収業者は、神戸古紙リサイクルの会に登録している業者とする。

2 神戸古紙リサイクルの会に登録している業者は、次の各号に定める責務を果たさなければならない。

- (1) 神戸市資源集団回収活動助成金交付要綱第3条の規定により資源集団回収活動実施団体として市の登録を受けた団体（以下「団体」という。）により回収された新聞（折込みちらしを含む）、雑誌、段ボール（以下「古紙3品」という。）を必ず回収すること。
- (2) 団体に対し回収手数料を請求しないこと。
- (3) 育成型においては、地域住民により自宅前に排出された古紙3品を必ず回収すること。

(交付の対象となる再生資源)

第4条 業者助成金の対象となる再生資源は、古紙3品とする。

(業者助成金の額)

第5条 業者助成金の額は、次の各号に定めるとおりとする。ただし、1円未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

(1) 平成15年11月～12月回収分の業者助成金の額は、別表1-1のとおりとする。

(2) 平成16年1月回収分以降の業者助成金の額は、別表1-2のとおりとし、半年(1月～6月回収分、7月～12月回収分)毎に算定するものとする。

2 前項の業者助成金の額は、社会経済情勢の変動等に伴い見直すものとする。

(交付の申請)

第6条 業者助成金の交付を受けようとする回収業者は、別表2に定める期日までに、資源集団回収活動にかかるものは様式第1号による古紙資源集団回収業者助成金交付申請書に、育成型にかかるものは様式第2号による育成型回収業者助成金交付申請書に、補助金規則第5条第3項第1号に規定する書類として、それぞれ問屋が発行する計量伝票並びに仕切書を添えて、市長に提出しなければならない。

2 補助金規則第5条第3項第2号に規定する書類の添付は、同第4項に基づき、これを省略する。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の申請書を受理したときは、2カ月以内に予算の範囲内において必要と認める額の業者助成金の交付を決定し、資源集団回収活動にかかるものは様式第3号による古紙資源集団回収業者助成金交付決定通知書により、育成型にかかるものは様式第4号による育成型回収業者助成金交付決定通知書により、速やかに、その結果を当該回収業者に通知しなければならない。

(決定の取消等)

第8条 市長は業者助成金の交付を受けようとし、又は受けた回収業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付の決定を取消し、様式第5号による古紙資源集団回収等業者助成金交付決定取消通知書により当該回収業者に通知するものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により業者助成金の交付を受けようとし、又は受けたとき。

(2) 業者助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3) 地方自治法第221条第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(4) 業者助成金の交付を受けようとし、又は受けた団体が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員であることが判明したとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、法令、条例、規則若しくはこの要綱の規定又はこれに基づく指示に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により業者助成金の交付を取消した場合において、既に業者助成金が交付されているときは、期限を定めて業者助成金を返還させるものとする。

(神戸古紙リサイクルの会の役割)

第9条 神戸古紙リサイクルの会は、毎年度役員名簿、登録業者名簿並びに登録業者の取扱団体一覧表を市長に提出するほか、次の各号に定める措置を行わなければならない。

(1) 前項の書類の記載事項に変更があった場合は、直ちに市長に届け出ること。

(2) 神戸市と回収業者との連絡調整を行うこと。

(3) 回収業者がその業務又は助成金の交付手続に関して不正又は不適切な行為を行ったことを知ったときは、除名その他適切な指導を行うとともに、その旨を市長に報告すること。

(施行細目の委任)

第10条 この要綱の施行に関し必要な細目は、主管課長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成14年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成16年1月1日から施行する。ただし、第5条第1項第1号の規定については、平成15年11月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表1-1 (第5条関係)

回収方式の種別	業者助成金の額 (1キログラムあたり)
拠点回収方式	2円
各戸回収方式	3円
育成型	2円

別表1-2 (第5条関係)

古紙価格(※1) (1キログラムあたり)	業者助成金の額 (1キログラムあたり)		
	拠点回収方式	各戸回収方式	育成型
0. 5円以下	5円	6円	5円
0. 5円超 1. 5円以下	4円	5円	4円
1. 5円超 2. 5円以下	3円	4円	3円
2. 5円超 3. 5円以下	2円	3円	2円
3. 5円超 4. 5円以下	1円	2円	1円
4. 5円超 5. 5円以下	0円	1円	0円
5. 5円超	0円	0円	0円

※1 古紙価格 = 古紙回収問屋買値(※2) (新聞) × 回収量割合(※3) (新聞)
 + 古紙回収問屋買値(※2) (雑誌) × 回収量割合(※3) (雑誌)
 + 古紙回収問屋買値(※2) (段ボール) × 回収量割合(※3) (段ボール)

※2 古紙回収問屋買値：〔1月～6月回収分〕 前年6月～11月の平均値
 〔7月～12月回収分〕 前年12月～当年5月の平均値

※3 回収量割合：業者助成金の交付を受けようとする回収実績にかかる年の前々年の割合

別表2 (第6条関係)

種別	業者助成金の交付を受けようとする回収実績	交付申請書の提出期日
資源集団回収活動にかか るもの	1月～6月回収分	同年7月31日
	7月～12月回収分	翌年1月31日
育成型にかか るもの	1月～2月回収分	同年3月31日
	3月～4月回収分	同年5月31日
	5月～6月回収分	同年7月31日
	7月～8月回収分	同年9月30日
	9月～10月回収分	同年11月30日
	11月～12月回収分	翌年1月31日

古紙資源集団回収業者助成金交付申請書

年 月 日

神戸市長様

	業者コード	
業者名		
所在地		
代表者氏名		

神戸市古紙資源集団回収等業者助成金交付要綱第6条に基づき、 年 期業者助成金の交付を申請します。
記

1. 資源集団回収活動にかかる業者助成金申請額

回収方式の種別	仕切書枚数	古紙3品回収量	助成金単価	業者助成金額
拠点回収方式	枚	kg	円/kg	円
各戸回収方式	枚	kg	円/kg	円
合計	枚	kg		円

2. 回収量内訳 計量伝票及び仕切書のとおり

3. 振込希望金融機関

- ・ 助成金の振込を希望する口座を記入してください。
- ・ 通帳に書いてある通りに記入してください。

金融機関名		銀行・金庫		支店
預金種目	1. 普通 2. 当座 3. その他 ()		店番号	
口座番号				
口座名義 (カナ)				

(注) 口座名義は団体名と同一名義であること。口座名義が団体名と異なる場合は、下記に受任者を記入すること。

私は、古紙資源集団回収等業者助成金の受け取りを下記の者に委任します。

(受任者) (注) 口座名義と同じ団体名・氏名を記入すること。

受任者住所			
受任者氏名	フリガナ		
	団体名		
	フリガナ		
	氏名		

育成型回収業者助成金交付申請書

年 月 日

神戸市長様

	業者コード	
業者名		
所在地		
代表者氏名		

神戸市古紙資源集団回収等業者助成金交付要綱第6条に基づき、下記のとおり業者助成金の交付を申請します。

記

1. 育成型にかかる業者助成金申請額

交付申請時期	仕切書枚数	古紙3品回収量	助成金単価	業者助成金額
年 月～ 月分	枚	kg	円/kg	円

2. 回収量内訳 計量伝票及び仕切書のとおり

3. 振込希望金融機関

- 助成金の振込を希望する口座を記入してください。
- 通帳に書いてある通りに記入してください。

金融機関名	銀行・金庫	支店		
預金種目	1. 普通 2. 当座 3. その他 ()	店番号		
口座番号				
口座名義 (カナ)				

(注) 口座名義は団体名と同一名義であること。口座名義が団体名と異なる場合は、下記に受任者を記入すること。

私は、古紙資源集団回収等業者助成金の受け取りを下記の者に委任します。

(受任者) (注) 口座名義と同じ団体名・氏名を記入すること。

受任者住所			
受任者氏名	フリガナ		
	団体名		
	フリガナ		
	氏名		

古紙資源集団回収業者助成金交付決定通知書

年 月 日

所在地	
業者名	
代表者名	

神戸市長

貴社・貴店から申請のありました古紙資源集団回収業者助成金の交付について下記のとおり決定しましたので通知します。

記

助成金交付決定額 円

交付の条件 神戸市補助金等の交付に関する規則及び神戸市古紙資源集団回収等業者助成金交付要綱に従うこと。

助成金の交付につきましては、 月 日頃、下記の金融機関の口座へ振り込む予定です。

金融機関名	銀行・金庫	支店
預金種目	1. 普通 2. 当座 3. その他 ()	店番号
口座番号		
口座名義 (カナ)		
(お願い) 助成金振込の関係上 月 日までできるだけ上記金融機関の口座の解約あるいは口座名義の変更のないようお願いいたします。		

育成型回収業者助成金交付決定通知書

年 月 日

所在地	
業者名	
代表者名	

神戸市長

貴社・貴店から申請のありました育成型回収業者助成金の交付について下記のとおり決定しましたので通知します。

記

助成金交付決定額 円

交付の条件 神戸市補助金等の交付に関する規則及び神戸市古紙資源集団回収等業者助成金交付要綱に従うこと。

助成金の交付につきましては、 月 日頃、下記の金融機関の口座へ振り込む予定です。

金融機関名	銀行・金庫	支店		
預金種目	1. 普通 2. 当座 3. その他 ()	店番号		
口座番号				
口座名義(カナ)				
(お願い) 助成金振込の関係上 月 日までできるだけ上記金融機関の口座の解約あるいは口座名義の変更のないようお願いいたします。				

古紙資源集団回収等業者助成金交付決定取消通知書

年 月 日

様

神戸市長

下記の理由により交付決定を取消いたします。

記

1. 取消理由

2. 取消期間

3. 返還請求額